

医業経営情報

NO. 32

今回のテーマ：MS(メディカルサービス)法人の説明と活用方法

MS法人という言葉聞いた事があると思います。MS法人はメディカルサービス法人の略で、病医院を経営されている方は既にMS法人を設立されていると思います。

しかしよく「MS法人の設立目的はなに？」とか「MS法人を設立すると節税になるのか？」といったご質問を頂きます。

そこで今回はMS法人とはどのような法人で、どのような活用方法があるのかを紹介したいと思います。

■MS法人の説明

MS(メディカルサービス)法人というのは俗称であり、法的にはMS法人という法人は存在しません。ですから通常MS法人とは病医院と不動産賃貸、レセプト業務等の事務サービス、給食材料の卸売等の取引を行う有限会社又は株式会社の事を指します。また病医院におけるコンタクトレンズの販売、化粧品やサプリメントの販売等も行う有限会社又は株式会社の事も指します。

MS法人を設立する目的は下記のような事が挙げられます。

- ①節税を目的とする。
- ②医療法人や個人立病医院では行えない介護サービス事業や、医療法人では行えないコンタクトレンズや化粧品等の販売を行う。
- ③不動産管理会社として設立する。
- ④クリニックの多施設(フランチャイズ)展開に使う。
- ⑤医療法人から資金を移す事を目的とする。

上記以外にも色々な目的があると思いますが、本稿では上記の5つの目的による活用方法を紹介致します。

ただし活用方法を紹介する前に、MS法人の運用上知っておいて頂きたい役員の人選に関する知識と、医療器具販売業に関する知識を先に紹介します。

■MS法人の役員の人選に関する知識

MS法人の役員の人選についてはMS法人が病医院と取引をするのか、取引を行うのであれば病医院が個人立なのか医療法人なのかで対応が変わってきます。具体的には下記の通りです。

①MS法人を設立しても病医院と一切の取引を行わないケース

例えば単独で介護サービス事業を行うMS法人や、病医院を通さずに直接コンタクトレンズや化粧品等をお客（患者）に売るMS法人がこのケースに該当します。

このケースは病医院が個人立なのか医療法人なのかを問わず何ら問題となりません。従って個人立病医院の開設者（以下、院長といいます）や医療法人の役員（理事長、理事及び監事）が、MS法人の役員（代表取締役、取締役、監査役）に就任することが出来ます。

②MS法人が個人立病医院と取引を行うケース

このケースでも病医院の院長がMS法人の役員に就任することが出来ます。ただし病医院が個人立から医療法人成りする予定がある場合には、予め下記ケース③又は④と同様の対応をとる必要があります。

③MS法人が一人医師医療法人（クリニック）と取引を行うケース

医療法第45条には医療法人の役員になれない者として下記の3つを挙げています。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 医療法、医師法、その他の法令の規定により罰金以上の刑に処せられてから2年を経過しない者
3. その他禁錮以上の刑に処せられた者

上記の通り医療法においては営利法人の役員が医療法人の役員になれないと書かれていませんが、厚生労働省が各都道府県宛に出した通知「医療法人運営管理指導要綱」には医療法人の役員の欠格事由として「医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと」と書かれています。ただ同通知には「この指導要綱は、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人については、（中略）当該要綱は対象としないので留意されたい。」とわざわざ書かれています。

つまり一人医師医療法人の役員は営利法人の役員になれるという事です。

ここで注意して頂きたいのは営利法人の代表取締役が医療法人の理事長になることは出来ないという事です。理由は医療法人とMS法人の利害関係が一致する事になるので医療法第54条にある剰余金分配禁止に抵触する恐れがある事と、医療法第68条にある民法準用規定により医療法人と利益が相反する行為を行う時は、都道府

県知事に対して特別代理人を選任する必要があるからです。(医療法人とMS法人の代表者が同一人物である時は必ず利益が相反する行為となります。)

結論を書きますと、このケースでは医療法人の役員はMS法人の代表取締役以外の役員になれるという事です。

④MS法人が病院である医療法人と取引を行うケース

上記ケース③の「医療法人運営管理指導要綱」に書かれている通り、医療法人の役員が営利法人の役員になる事は適当ではありません。しかし注目すべきは「適当ではない」と書かれていますが、「なれない」とは書かれていない点です。

適当を辞書で引くと「ある性質・状態・要求などにちょうどよく合うこと」と書かれています。(三章堂「国語辞典」より) この事から私は医療法人の役員がMS法人の代表取締役以外の役員になる事は、好ましくないが他に適任者がいなければやむを得ないと解釈しています。実務上の是非は各都道府県の判断により異なってきます。

■医療用具販売業に関する知識

今までは医療用具を販売又は賃貸しようとする者は、所轄の都道府県に対して医療用具販売業届出書を届け出るだけでよく、また管理者になるにも医師や看護師でない人でも簡単な講習を受けるだけで済みました。

しかし平成17年4月より薬事法が改正され、届出制から許可制に変わり(6年ごとの更新制)、管理者も継続研修が義務付けられ、罰則規定が設けられました。

ただし全て許可が必要という訳ではありません。今回の改正で医療用具は下記の3つに分類され、それぞれに分類に応じて許可又は届出が必要となります。

- ①高度管理医療機器(コンタクトレンズ、ペースメーカー、透析器、レーザー手術装置等)や特定保守管理医療機器(X線撮影装置、MRI装置、超音波診断装置等)
……許可が必要(薬局開設許可に準ずる)
- ②管理医療機器(補聴器、家庭用電気治療器、家庭用電気マッサージ器等)
……届出が必要
- ③一般医療機器(注射針、ピンセット、家庭用衛生用品等)
……届出は不要

ですから今まで医療機器などをリースしていたMS法人や、カテーテル等の医療用消耗品を病医院へ販売していたMS法人は、リース用医療機器の買い取りや医療消耗品を病医院で直接購入する等の対応が必要になります。

■MS 法人の活用方法

次に 1 ページ目のMS 法人の説明で書いた目的にそった活用方法を紹介します。

◆節税を目的とするMS 法人の活用方法

MS 法人は節税目的に活用出来るかという質問に対しての回答は「消費税導入以前であれば確実に節税目的で活用出来たが、現在は数例を除いてほとんど無理」となります。節税となる数例とは下記のような方法です。

①最も節税効果が高い方法

MS 法人が所有する役員社宅や看護寮等の住宅を病医院へ貸し付ける方法です。理由は住宅に対する家賃には消費税が課税されないからです。

②比較的節税効果がある方法

MS 法人が行う年間取引額を5,000万円以下とし、年間利益も800万円以下とする方法です。理由は年間取引額が5,000万円以下であれば消費税の簡易課税が適用できる事と、年間利益が800万円以下であれば法人税率が22%と低い税率になるからです。(800万円超の法人税率は30%です)

③長期的に相続税の節税効果がある方法

MS 法人設立時の資本金出資者に次世代の人（ご子息等）を入れると共に次世代の人が持つ出資割合を多くします。その上で病医院の土地・建物等を売却したり、病医院の利益を様々な取引を通じて最大限MS 法人に移す方法です。こうすることで実質的に土地・建物等の不動産を次世代に譲り渡す事が出来ます。

◆医療法人や個人立病医院では行えない介護サービス事業や、医療法人では行えないコンタクトレンズや化粧品の販売等にMS 法人を活用する。

介護サービス事業はほとんどが法人格を必要としている為、個人立病医院では行えない介護サービス事業が多いです。また医療法人でも有料老人ホーム等では行えません。その点MS 法人では医療系サービスを除いた全ての介護サービス事業が行えます。

開設主体別にできる介護サービス事業については6 ページの表をご覧ください。

また、医療法人は医療法を根拠にしている法人ですので医療法第42条に定める付随業務以外の業務は行えません。その為コンタクトレンズや化粧品等の販売はもちろん、売店の営業すら行えません。ちなみに個人立病医院であればコンタクトレンズや化粧品の直接販売を行う事が出来ます。理由は医療法で業務制限をしているのは医療法人だけだからです。

◆不動産管理会社としてMS 法人を活用する。

医療法人では土地・建物といった不動産は基本的に病医院や社会復帰施設用の建物と来院者及び職員用の駐車場としてしか所有できません。もし遊休地があってもアパート経営はおろか、賃貸用駐車場としても利用出来ません。

社宅は看護寮であれば都道府県も附帯業務として認めています（附帯業務とは本業（医業）に付け加えて発生する業務の事をいいます）、役員社宅は認めない傾向が強いようです。このように社宅一つにしても都道府県からの干渉を受ける可能性がありますので、極力不動産はMS法人で所有する事をお勧めします。

◆クリニックの多施設（フランチャイズ）展開にMS法人を使う。

クリニックの中には複数の分院を持つところもあります。一般的には本院と同じ医療法人の分院とする場合が多いですが、中には分院という形をとらず、各クリニックの院長自身が開設者となったり、別の医療法人を設立するケースがあります。しかし分院の開設者が誰であれ実質的には本院の管理下におかれている場合、何らかの形で分院の利益を本院に移す必要があります。

このような時、MS法人があれば経営コンサルタント料や労務委託料という名目で分院から利益を移すことが出来ます。

本院と同じ医療法人の分院として多施設展開する場合は、各分院の院長はあくまで管理者であり開設者ではありません。その為何か患者との間でトラブルが起きたりして訴訟になったりすると訴えられるのは開設者となりますし、労使間のトラブルも全て開設者の責任で処理しなければなりません。また各分院の院長も所詮ただの管理者だと感じてしまうのなかなか経営に関しての責任感を持たない場合があるようです。ですから分院の院長が親戚筋など信頼のおける医師ならば本院の医療法人の分院として展開する事をお勧めしますが、雇われ院長である場合にはMS法人を利用した間接的支配の方が上手くいく事があるようです。

◆医療法人から資金を移す事を目的としてMS法人を使う。

医療法人の運営が順調で毎年多額の利益がでる病医院の場合、かなりの預金が医療法人に残ります。理事長の役員報酬を出すにしても限度というものがあり、年間何億円と出すわけにはいかないの、現実的には使い道がなくなります。理由は医療法人は医療法において配当が禁止されていますし、付随業務が制限されている為です。

ですから余剰資金を有効に使う為にはMS法人に資金を移す必要があります。

最後にMS法人についてまとめると、現在は節税目的としてMS法人を活用するというよりは、税金を多少支払っても医療法の制限を受けないMS法人で土地・建物を所有すべきなのと、その時の病医院の状況に応じた適度な利益をMS法人に移すべきと言えます。適度な利益とは病医院が赤字なのにMS法人が黒字という様に極端にどちらか一方に利益が偏らないような利益の事です。

また医療法人は医療法という法律により都道府県の管理下にある法人である以上、上手くMS法人を活用すべきとも言えます。

表「開設主体別にできる介護サービス事業」

		病 医 院		MS法人	備 考
		医療法人	個人立病院		
施設	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	×	×	×	社会福祉法人でなければ出来ない
サービス	介護老人保健施設	○	×	×	
サービス	指定介護療養型医療施設(介護型療養病棟)	○	△	×	個人立病院は19床以下の有床償診療所に限る
居宅	居宅介護支援事業所	○	×	○	
	訪問介護(ホームヘルプサービス)	○	×	○	
	訪問看護	○	○	△	MS法人は訪問看護ステーションの場合のみ可
	訪問入浴介護	×	×	○	
	訪問リハビリテーション	○	○	×	
	居宅療養管理指導	○	○	×	
	福祉用具の貸与	×	×	○	
	通所介護(デイサービス)	○	×	○	
	通所リハビリテーション(デイケア)	○	○	×	
	痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)	○	×	○	
サービス	特定施設入所者生活介護(ケアハウス)	○	×	△	MS法人はPFI による新型ケアハウスでのみ可
	特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム)	×	×	○	
	ケアハウス	○	×	△	MS法人はPFI 法に基づくケアハウスでのみ可
	有料老人ホーム	×	×	○	

平成17年3月28日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文 責 西岡秀樹